

第二百十二号議案

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例（令和四年東京都条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表二の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に、「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表三の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に、「第五条の七第二項」を「第五条の十七第二項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改める。

第二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同表二の項中「第五条の十六第一項」を「第五条の十八第一項」に、「第五条の十六第二項」を「第五条の十八第二項」に、「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同表三の項中「第五条の十七第一項」を「第五条の十九第一項」に、「第五条の十七第二項」を「第五条の十九第二項」に、「第五条の十四」を「第五条の十六」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和七年十一月二十八日から、第二条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号に規定する

日から施行する。

(提案理由)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。